

服 装 規 定

1 制 服

別表に示すものを着用し、着用期間は次のとおりとする。

①夏服（5月中旬～10月中旬）

②冬服（10月中旬～5月中旬）

※なお更衣の移行期間は気候等を考慮し弾力的に設ける。

〈別表〉

男 子	冬	上 着	黒の詰襟（裾裏地に校章マーク）白の長袖カッターシャツ胸ポケットに白ライン
		ズ ボ ン	黒の長ズボン（ワンタック、ベルト通し下に校章マーク）
女 子	夏	上 着	白の半袖カッターシャツ
		ズ ボ ン	黒の長ズボン（ワンタック、ベルト通し下に校章マーク）（夏用）
女 子	冬	上 着	紺サージのセーラーで白線1本（線の幅 1.2cm）
		スカート	紺サージ 24ひだ
女 子	夏	上 着	コバルトの長袖セーラーで白線1本（線の幅 1.2cm）
		スカート	紺サージ 24ひだ（夏用）
共 用	冬	上 着	濃紺ブレザーの2つボタン
		スラックス	濃紺のシングル
共 用	夏	上 着	白の半袖カッターシャツ
		ズ ボ ン	黒の長ズボン（ワンタック、ベルト通し下に校章マーク）（夏用）

（1）外出する場合

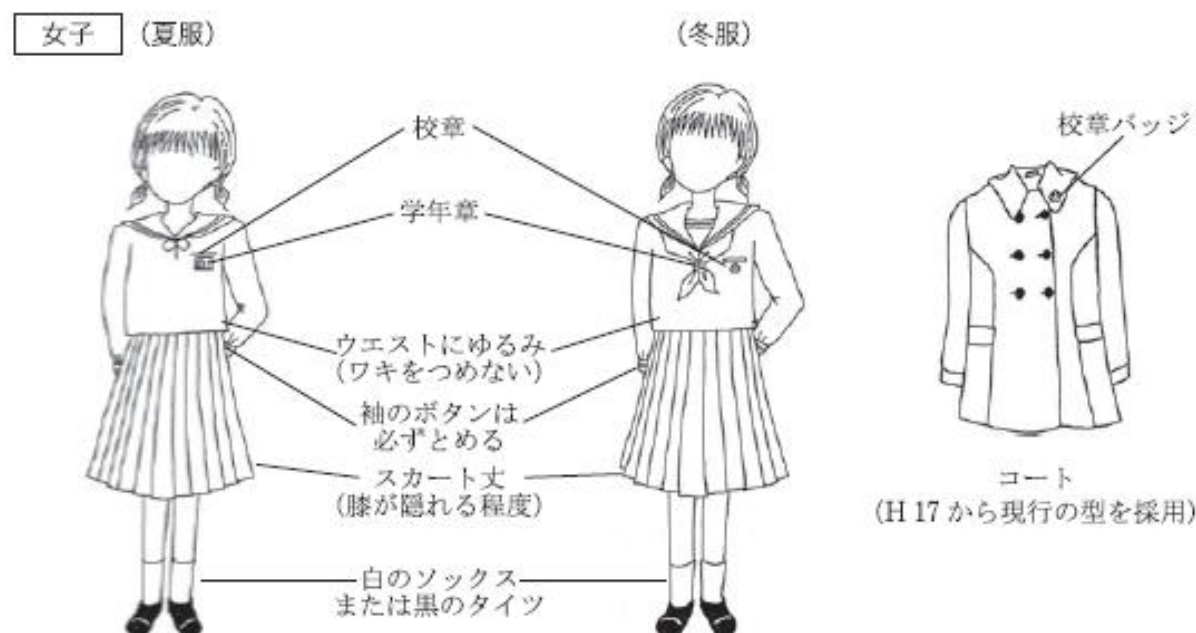
制服着用を原則とする。（他校の学校行事の見学、学校訪問、模試など。）

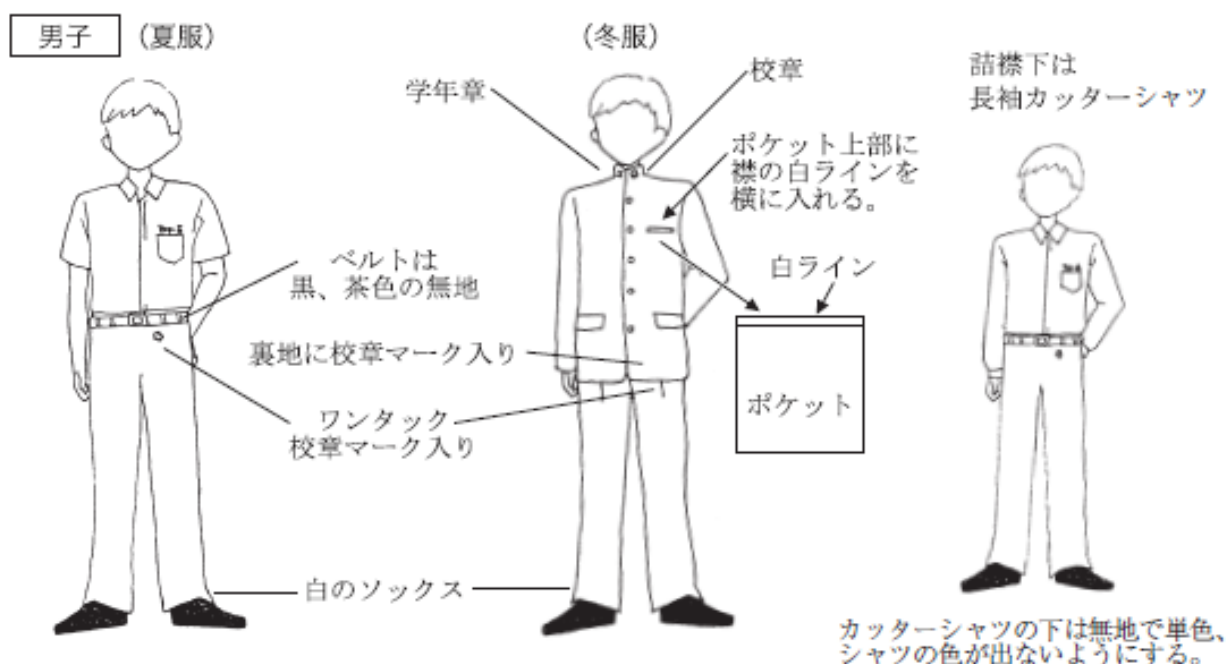
※外出時には必ず身分証明書（学生証）を携帯する。

（2）制服の正しい着用

① 衣替えの時期については服装規定1に従い、各人がこれを行うこと。ただし、儀式など改まったときにはコートの着用を避ける。

② 以下に示す「夏服・冬服」図を参照し、正しく着用すること。





2 徴 章

男子は冬服には襟の左に校章、右に学年章（ローマ数字）をつける。

女子は冬服には左胸に校章（バッジ）、ネクタイ通しに学年章（算用数字）をつける。夏服には左胸に校章（バッジ）その外側に学年章をつける。

3 履きもの

革靴・合成皮革の革靴または運動靴。雨天の際は雨靴を用いてよい。

(1) 靴

派手な型、色、飾りのあるものはやめる。ハイカット、サンダル、上履き、ダンスシューズ、高いヒールのついた靴は禁止する。色は、黒、紺、茶、白などとする。

(2) 靴下

① ソックスは白色に限り、柄は目立たないワンポイントまでとする。ただし、黒タイツ使用(女子)の場合は黒ソックスを認める。派手なものを避け、流行を追わない。

② タイツは黒とする。

禁止例 くるぶしソックス ハイソックス ルーズソックス メッシュのタイツ

4 防寒服

厳寒時、登下校の際、女子は学校規定の防寒コートを制服の上から着用してよい。男子は制服の上から防寒服を着用することはできない。

(1) コートの種類

学校規定のコート

○注 意

1) 校内での着用は原則認めない。

2) コート内には、冬の制服を着用すること。

※制服の下に、制服からはみ出るようなもの、派手な色のものを身に着けない。

※制服の上からカーディガン等を着用しないこと。

※その他、防寒服の着用については、生徒指導部が示す着用方法に従うこと。

5 通学カバン、バッグ類について

本校の教育活動に適したものとし、学生カバンの購入、持参登校を任意とする。

6 所持品

(1) 所持品

- ① 所持品は華美に流れないよう、かつ不要なもの（学習に関係のない雑誌類）は校内に持ち込まない。
- ② 自他の所持品を大切にし、自分の所持品には必ず氏名を明記する。
- ③ 携帯電話の所持については、保護者の責任において判断してもらう。ただし、校内では一切の扱いを禁止する。校内では必ず電源を切っておくこと。校内で携帯電話を使用した場合や、電源を入れていなくても、携帯電話を取り出して人目に触れるような行為をした場合は、指導の対象とする。

(2) 所持品の紛失または拾得

- ① 所持品を紛失または拾得したときは、速やかに担任に報告し、生徒指導部に申し出る。
- ② 盗難は速やかに担任に報告し、担任は生徒指導主事へ届け出る。

(3) 貴重品

- ① 貴重品は常に注意して身に付けるようにする。
- ② 金銭の保管には貴重品袋を利用するか、必ず身に付けておくようにし、カバンや机の中に入れたままにしない。また、納金などは朝の SHR 時に担任に提出すること。

7 その他

(1) 頭髪等

- ① 本校の教育精神を堅持した髪型であること。
- ② 頭髪等は加工せず、奇抜な髪型はしない。
- ③ 肩にかかる髪の毛は暗色系のゴムやヘアピンでまとめること。

(2) 異装

やむを得ず正規以外の服装をする場合は、異装許可願を提出し、生徒指導部の指示を受けなければならない。

(3) 休日の登下校

休日、休暇中の登下校時は原則として制服であるが、各部活動で揃えたジャージ等であれば認める。